

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として  
定める等の政令の一部を改正する政令案

内閣法制局説明資料

令和2年9月  
厚生労働省健康局結核感染症課

# 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令 (概要)

## 1. 改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号。以下「指定令」という。）により、
  - ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第8項の指定感染症として定められており（第1条）、
  - ・ 準用する感染症法の規定及び所要の読み替えを規定することで、都道府県知事（保健所設置市の長及び特別区の長を含む。以下同じ。）が感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置等の必要な措置を講ずること等を可能としているところ（第3条）。
- 新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組（令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、指定令の一部を改正することとする。

### 【参考】新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組（抄）

#### 1. 感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直し

- 新型コロナウイルス感染症については、指定感染症として行使できる権限の範囲が、当時の医学的知見を踏まえ、結核やSARS、MERSといった二類感染症以上となっている。今後、これまでに把握されている医学的知見や有識者の意見を踏まえ、まん延防止を図りつつ、保健所や医療機関の負担の軽減や病床の効率的な運用をさらに図るため、軽症者や無症状者について宿泊療養（適切な者は自宅療養）での対応を徹底し、医療資源を重症者に重点化していくこととし、こうした方向性の下、季節性インフルエンザの流行期も見据え、感染症法に基づく権限の運用について、政令改正も含め、柔軟に見直しを行っていく。

## 2. 改正の概要

- 指定令第3条において準用する感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置の対象を、65歳以上の者、呼吸器疾患有する者等に限定することとする。

## 3. 根拠条項

- 感染症法第7条第1項及び第66条

## 4. 施行期日等

- 公布日：令和2年10月上旬（予定）
- 施行期日：公布の日から起算して10日を経過した日

## 入院の勧告・措置の対象を限定することについて

### 1. 現行の指定令の概要

- 新型コロナウイルス感染症については、指定令により、
  - ・ 感染症法第6条第8項の指定感染症として定められており（第1条）、
  - ・ 準用する感染症法の規定及び所要の読み替えを規定することで、都道府県知事が感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置等の必要な措置を講ずること等を可能としているところ（第3条）。
- また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者<sup>(※1)</sup>については、指定令の一部改正<sup>(※2)</sup>により、新たに法第8条第3項を準用し、新型コロナウイルス感染症の患者とみなすこととしたところ。  
※1 疑似症患者についても、法第8条第1項を準用し、新型コロナウイルス感染症の患者とみなすこととしている。  
※2 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年2月13日公布、同月14日施行）

#### 【参考：無症状病原体保有者の一般的な取扱い】

感染症法上、一類感染症では、無症状病原体保有者は患者とみなされる一方で、二類感染症では、無症状病原体保有者は患者とみなされないことと規定されている（感染症法第8条）。

### 2. 改正の背景及び契機

#### （1）感染症法上の入院の法令上の規定及び現行の運用について

- 感染症法第19条第1項及び第20条第1項においては、「都道府県知事は・・・感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは・・・入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる」とされており、これらの規定に基づく入院勧告等を行うか否かについては、都道府県知事に一定の裁量が存する規定となっている。
- 感染症法上の入院については、
  - ① 感染症患者に医療を提供し、当該者を重症化させないこと等により、病状を早期に回復させるとともに、病状の回復により感染力を早期に減弱・消失させるものであり
  - ② 感染力及び罹患した場合の病態の重篤度から判断した危険性が高い疾病に罹患した者を入院させることそのものが感染の拡大防止に資するという側面も有するものである。
- この点、現行の新型コロナウイルス感染症の取扱いでは、
  - ・ 重症化リスクのある者に当たらず、医師が症状や病床の状況等から必ずしも入院が必要ではないと判断した者であり（①の点）
  - ・ 当該者が感染防止にかかる留意点<sup>(※1)</sup>を遵守できる（②の点）場合には、感染症法上の入院の対象としないことに合理性があるものと解している<sup>(※2)</sup>。

※1 外出しないこと、健康報告を行うこと等

※2 重症化リスクのある者を入院させることは、当該者の重症化を予防し、感染力を早期に減弱・消失させ、また、周囲の同様に重症化リスクのある者等への感染の拡大を防止することができ、感染症のまん延の防止に資する。

〈参考〉

上記の考えに則り、現行の新型コロナウイルス感染症における運用上の取扱いとしては、無症状病原体保有者及び軽症患者で、感染防止にかかる留意点が遵守できる者であって、重症化リスクのある者<sup>(※1)</sup>に当たらず、医師が症状や病床の状況等から必ずしも入院が必要ではないと判断した者<sup>(※2)</sup>については、必ずしも入院勧告の対象とならず、都道府県が用意する宿泊施設などでの安静・療養（いわゆる「宿泊療養」）を行うことができることを厚生労働省から自治体に示している。（「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡））

※1 ①高齢者、②基礎疾患がある者（糖尿病、心疾患又は呼吸器疾患有する者、透析加療中の者等）、③免疫抑制状態である者（免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者）、④妊娠している者

※2 発熱、呼吸器症状、呼吸数、胸部レントゲン、酸素飽和度SpO2等の症状や診察、検査所見等を踏まえ、医師が総合的に判断

（2）新型コロナウイルス感染症を巡る状況について

○ 指定令の一部を改正し、感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置等の対象を無症状病原体保有者まで拡大した時点では、国内で発生した感染者はまだまだ少なかつたものの（2月12日の時点で、同日の感染者は1人、累計17人）、現時点においては、累積で7万人を超える感染者が確認されているところ、新型コロナウイルス感染症に係る知見は更に蓄積しており、

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、感染者のうち、8割は軽症又は無症状のまま治癒するが、2割は肺炎症状が増悪し、人工呼吸器管理などが必要になるのは5%程度といわれており、
- ・ また、若年者は重症化割合が低く、65歳以上の高齢者や慢性呼吸器疾患、糖尿病、肥満などを有する者で重症化リスクが高いことが判明している。

※ 具体的には、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19） 診療の手引き・第2.2版」（令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業一類感染症等の患者発生時に備えた臨床的対応に関する研究）において、重症化のリスク因子として、次の事項が掲げられているところ。

重症化のリスク因子	重症化のリスク因子かは知見が揃っていないが要注意な基礎疾患
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 65歳以上の高齢者</li><li>・ 慢性呼吸器疾患</li><li>・ 慢性腎臓病</li><li>・ 糖尿病</li><li>・ 高血圧</li><li>・ 心血管疾患</li><li>・ 肥満（BMI30以上）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 生物学的製剤の使用</li><li>・ 臓器移植後やその他の免疫不全</li><li>・ HIV感染症（特にCD4&lt;200/L）</li><li>・ 喫煙歴</li><li>・ 妊婦</li><li>・ 悪性腫瘍</li></ul>

- こういった中で、感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置については、指定令上は「できる」規定であり、これまでにも軽症者や無症状の方は宿泊療養等を可能とする取扱いとしているものの、現場では結果的に軽症や無症状の方まで入院させ、医療機関や保健所の負担につながっているのではないかとの指摘がある。
- 新型コロナウイルス感染症を巡るこれらの状況を踏まえ、令和2年8月28日開催の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」において、次のとおり、「感染症法に基づく権限の運用について、政令改正も含め、柔軟に見直しを行っていく」こととされた。

**【参考】新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組（抄）**

**1. 感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直し**

- 新型コロナウイルス感染症については、指定感染症として行使できる権限の範囲が、当時の医学的知見を踏まえ、結核やSARS、MERSといった二類感染症以上となっている。今後、これまでに把握されている医学的知見や有識者の意見を踏まえ、まん延防止を図りつつ、保健所や医療機関の負担の軽減や病床の効率的な運用をさらに図るため、軽症者や無症状者について宿泊療養（適切な者は自宅療養）での対応を徹底し、医療資源を重症者に重点化していくこととし、こうした方向性の下、季節性インフルエンザの流行期も見据え、感染症法に基づく権限の運用について、政令改正も含め、柔軟に見直しを行っていく。

**3. 改正の内容**

- 今般、新型コロナウイルス感染症が2.(2)で述べたような状況にあることを踏まえ、感染症法に基づく私権の制限を合理的なものとするため、また、感染症医療に係る資源をより必要な範囲に集中するため、法令上も、重症化リスクのある者等に限って入院の対象とする旨を規定することとしたい。
  - ※ なお、上記の対象者の限定については、以下の理由により、有症状・無症状を問わずにを行うこととする。
    - ・ 重症化リスクについては、症状を呈しているか否かにより評価に違いがないこと
    - ・ 前述の「現場では結果的に軽症や無症状の方まで入院させ、医療機関や保健所の負担につながっているのではないか」との指摘を踏まえれば、無症状病原体保有者に限って限定した場合、軽症者の入院に係る負担軽減に繋がらないおそれがあること
- 具体的には、感染症法上第19条及び第20条の読み替えについて、次のとおり見直すこととしたい。
  - ※ なお、措置の対象について、当該患者の病状等に応じて、講ずるべき措置の内容を変えている感染症法令上の規定として、次の例がある。
    - ・ 医師の届出（第12条）…医師の届け出について「厚生労働省令で定める場合」を除くこととされており、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第3条第2号において「診断した結核の無症状病原体保有者について結核医療を必要としないと認められる場合」が規定されている。

(傍線の部分は①と②の読み替部分。赤字の部分は①と③の読み替部分。  
網掛けは本改正による手当部分。)

③指定令第3条による読み替後 (改正後)	②指定令第3条による読み替後 (現行)	①感染症法
<p>(入院)</p> <p>第十九条 都道府県知事は、<b>新型コロナウイルス感染症</b>のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者（六十五歳以上の者、呼吸器疾患有する者その他の厚生労働省令で定める者（注1）及びこれら以外の者であって当該感染症のまん延を防止するため必要な事項として厚生労働省令で定める事項を守ることに同意しないもの（注2）に限る。第二十四条第五項、第二十七条、第三十三条、第三十五条第一項及び第六十三条第一項を除き、以下同じ。（注3））に対し<b>感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。以下同じ。）</b>に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、<b>感染症指定医療機関</b>以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。</p>	<p>(入院)</p> <p>第十九条 都道府県知事は、<b>新型コロナウイルス感染症</b>のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し<b>感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。以下同じ。）</b>に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、<b>感染症指定医療機関</b>以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。</p>	<p>(入院)</p> <p>第十九条 都道府県知事は、<b>二類感染症</b>のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し<b>特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関</b>に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、<b>特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関</b>以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。</p>
<p>2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をする場合には、当該勧告に係る患者又はその保護者に対し適切な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る患者を<b>感染症指定医療機関</b>（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、<b>感染症指定医療機関</b>以外の病院又は診療所であって当該都道府県知</p>	<p>2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をする場合には、当該勧告に係る患者又はその保護者に対し適切な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る患者を<b>感染症指定医療機関</b>（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、<b>感染症指定医療機関</b>以外の病院又は診療所であって当該都道府県知</p>	<p>2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をする場合には、当該勧告に係る患者又はその保護者に対し適切な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る患者を<b>特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関</b>（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、<b>特定感染症指定医療機関若し</b></p>

<p>事が適當と認めるもの)に入院させることができる。</p>	<p>事が適當と認めるもの)に入院させることができる。</p>	<p><u>くは第一種感染症指定医療機関</u>以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適當と認めるもの)に入院させることができる。</p>
<p>4 第一項及び前項の規定に係る入院の期間は、七十二時間を超えてはならない。</p> <p>5 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、第一項又は第三項の規定により入院している患者を、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適當と認めるものに入院させることができる。</p> <p>6 第一項又は第三項の規定に係る入院の期間と前項の規定に係る入院の期間とを合算した期間は、七十二時間を超えてはならない。</p> <p>7 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は第三項の規定による入院の措置をしたときは、遅滞なく、当該患者が入院している病院又は診療所の所在地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会に報告しなければならない。</p>	<p>4 第一項及び前項の規定に係る入院の期間は、七十二時間を超えてはならない。</p> <p>5 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、第一項又は第三項の規定により入院している患者を、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適當と認めるものに入院させることができる。</p> <p>6 第一項又は第三項の規定に係る入院の期間と前項の規定に係る入院の期間とを合算した期間は、七十二時間を超えてはならない。</p> <p>7 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は第三項の規定による入院の措置をしたときは、遅滞なく、当該患者が入院している病院又は診療所の所在地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会に報告しなければならない。</p>	<p>4 第一項及び前項の規定に係る入院の期間は、七十二時間を超えてはならない。</p> <p>5 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、第一項又は第三項の規定により入院している患者を、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適當と認めるものに入院させることができる。</p> <p>6 第一項又は第三項の規定に係る入院の期間と前項の規定に係る入院の期間とを合算した期間は、七十二時間を超えてはならない。</p> <p>7 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は第三項の規定による入院の措置をしたときは、遅滞なく、当該患者が入院している病院又は診療所の所在地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会に報告しなければならない。</p>
<p><b>第二十条</b> 都道府県知事は、<u>新型コロナウイルス感染症</u>のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者であって前条の規定により入院しているものに対し十日以内の期間を定めて<u>感染症指定医療機関</u>に入院し、又はその保護者に対し当該入院に係る患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、十日以内の期間を定めて、<u>感染症指定医療機関</u>以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適當と認めるも</p>	<p><b>第二十条</b> 都道府県知事は、<u>新型コロナウイルス感染症</u>のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者であって前条の規定により入院しているものに対し十日以内の期間を定めて<u>感染症指定医療機関</u>に入院し、又はその保護者に対し当該入院に係る患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、十日以内の期間を定めて、<u>感染症指定医療機関</u>以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適當と認めるも</p>	<p><b>第二十条</b> 都道府県知事は、<u>二類感染症</u>のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者であって前条の規定により入院しているものに対し十日以内の期間を定めて<u>特定感染症指定医療機関</u>若しくは<u>第一種感染症指定医療機関</u>に入院し、又はその保護者に対し当該入院に係る患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、十日以内の期間を定めて、<u>特定感染症指定医療機関</u>若しくは<u>第一種感染症指定医療機関</u>以外の</p>

<p>のに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。</p>	<p>のに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。</p>	<p>病院若しくは診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。</p>
<p>2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、十日以内の期間を定めて、当該勧告に係る患者を<u>感染症指定医療機関</u>（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、<u>感染症指定医療機関</u>以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適當と認めるもの）に入院させることができる。</p>	<p>2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、十日以内の期間を定めて、当該勧告に係る患者を<u>感染症指定医療機関</u>（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、<u>感染症指定医療機関</u>以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適當と認めるもの）に入院させることができる。</p>	<p>2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、十日以内の期間を定めて、当該勧告に係る患者を<u>特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関</u>（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、<u>特定感染症指定医療機関</u>若しくは<u>第一種感染症指定医療機関</u>以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適當と認めるもの）に入院させることができる。</p>
<p>3 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前二項の規定により入院している患者を、前二項の規定により入院したときから起算して十日以内の期間を定めて、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適當と認めるものに入院させることができる。</p>	<p>3 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前二項の規定により入院している患者を、前二項の規定により入院したときから起算して十日以内の期間を定めて、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適當と認めるものに入院させることができる。</p>	<p>3 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前二項の規定により入院している患者を、前二項の規定により入院したときから起算して十日以内の期間を定めて、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適當と認めるものに入院させることができる。</p>
<p>4 都道府県知事は、前三項の規定に係る入院の期間の経過後、当該入院に係る患者について入院を継続する必要があると認めるときは、十日以内の期間を定めて、入院の期間を延長することができる。当該延長に係る入院の期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。</p>	<p>4 都道府県知事は、前三項の規定に係る入院の期間の経過後、当該入院に係る患者について入院を継続する必要があると認めるときは、十日以内の期間を定めて、入院の期間を延長することができる。当該延長に係る入院の期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。</p>	<p>4 都道府県知事は、前三項の規定に係る入院の期間の経過後、当該入院に係る患者について入院を継続する必要があると認めるときは、十日以内の期間を定めて、入院の期間を延長することができる。当該延長に係る入院の期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。</p>
<p>5 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による入院の期間を延長しようとするときは、あらかじめ、当該患者が入院している病院又は診療所の所在地を管轄する保健所について</p>	<p>5 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による入院の期間を延長しようとするときは、あらかじめ、当該患者が入院している病院又は診療所の所在地を管轄する保健所について</p>	<p>5 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による入院の期間を延長しようとするときは、あらかじめ、当該患者が入院している病院又は診療所の所在地を管轄する保健所について</p>

て置かれた第二十四条第一項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。	て置かれた第二十四条第一項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。	て置かれた第二十四条第一項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。
6 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をしようとする場合には、当該患者又はその保護者に、適切な説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、都道府県知事が指定する職員に対して意見を述べる機会を与えなければならない。この場合においては、当該患者又はその保護者に対し、あらかじめ、意見を述べるべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知しなければならない。	6 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をしようとする場合には、当該患者又はその保護者に、適切な説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、都道府県知事が指定する職員に対して意見を述べる機会を与えなければならない。この場合においては、当該患者又はその保護者に対し、あらかじめ、意見を述べるべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知しなければならない。	6 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をしようとする場合には、当該患者又はその保護者に、適切な説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、都道府県知事が指定する職員に対して意見を述べる機会を与えなければならない。この場合においては、当該患者又はその保護者に対し、あらかじめ、意見を述べるべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知しなければならない。
7 前項の規定による通知を受けた当該患者又はその保護者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。	7 前項の規定による通知を受けた当該患者又はその保護者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。	7 前項の規定による通知を受けた当該患者又はその保護者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
8 第六項の規定による意見を聴取した者は、聴取書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。	8 第六項の規定による意見を聴取した者は、聴取書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。	8 第六項の規定による意見を聴取した者は、聴取書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(注1) 65歳以上の者、呼吸器疾患を有する者に加え、現に中等症以上の症状を呈している者、呼吸器疾患以外の基礎疾患がある者（糖尿病又は心疾患を有する者、透析加療中の者等）、免疫抑制状態である者（免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者）、妊婦等についても引き続き入院の措置・勧告の対象とする必要がある。

こういった者については、必ずしも政令で網羅的・定性的（例：当該感染症が重症化するおそれが高い者として厚生労働省令で定める者）<sup>(※)</sup>に規定することができないところ、厚生労働省令への委任規定を設けることとする。

※ 例えば、免疫抑制状態である者（免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者）、妊婦については、現時点の科学的知見においては「重症化のリスク因子かは知見が揃っていないが要注意」（p 3）に留まるところ、また、今後も情報収集を進める中で、同様に、必ずしも知見が確立しない段階においても入院をさせることが適切と判断される者が発生することも考えられる。

(注2) 宿泊療養を行う場合には、当該者が感染防止にかかる留意点を遵守することを求めているところ（2.（1）参照）、具体的には、厚生労働省から発出している事務連絡において、宿泊療養を行う場合には、開始時に宿泊中の留意事項を遵守できることについて書面で同意を取得すべきことを示している<sup>(※1)</sup>。

※1 まず感染判明時に入院の対象とするか、宿泊療養の対象とするかを振り分けるに当たり、宿泊療養の対象者に対し、同意を求めることがとなる。他方で、一旦振り分けを行

った後であっても、症状が軽快した場合等において、入院から宿泊療養に移行することも想定されており、この移行に際しても同意を取得することが想定されている。このように、患者の状態によっては、一旦入院した後であっても宿泊中の留意事項を遵守できることについての同意を求めることがありうる。

このため、当該同意が得られなかつた場合を念頭に「必要な事項として厚生労働省令で定める事項<sup>(※2)</sup>を守ることに同意しない」者として規定することとする。

※2 厚生労働省令で定める事項は、外出しないこと、健康報告を行うこと等を想定。

(注3) 今般、感染症法第19条において「患者」に係る限定を行うのは、新型コロナウイルス感染症が2. (2)で述べたような状況にあることを踏まえ、感染症法に基づく私権の制限を合理的なものとするため、また、感染症医療に係る資源をより必要な範囲に集中するためである。

このため、感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置に関する規定以外の規定における「患者」については、次のとおり、当該限定を行わないこととする。

- ・ 第24条第5項…感染症の診査に関する協議会について「感染症の患者の医療に関する学識経験を有する者」を委員とすることを求めているところ、感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置のみならず、感染症第18条に係る就業制限についても審議等をすることが想定されており、当該就業制限の対象者たる「患者」に係る限定は行わない。
- ・ 第27条…「患者がいる場所又はいた場所」等の消毒に係る規定であり、当該「患者」に係る限定は行わない。
- ・ 第33条…「患者がいる場所」等の交通の制限又は遮断に係る規定であり、当該「患者」に係る限定は行わない。
- ・ 第35条第1項…「患者がいる場所又はいた場所」等への立入調査等に係る規定であり、当該「患者」に係る限定は行わない。
- ・ 第63条第1項…「患者がいる場所又はいた場所」等の消毒に係る規定であり、当該「患者」に係る限定は行わない。

※ 第38条第4項から第6項までにおいて、「第37条第1項各号に掲げる医療のうち新型コロナウイルス感染症の患者に係る医療について…指導に従わなければならない」(指定令第3条による読み替後)とされている。これらの規定において「第37条第1項各号に掲げる医療」と規定しているが、第37条は都道府県知事が第19条又は第20条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した場合における医療(入院患者の医療)に係る費用負担を規定しており、第38条第4項から第6項までにおける「第37条第1項各号に掲げる医療」とは、当該入院患者に係る医療を意味するものである。このため、第19条同様「患者」に係る限定を行うことが適当。

## 経過措置及び施行期日について

### 1. 経過措置

- 本政令については、指定令第3条において準用する感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置の対象を、65歳以上の者、呼吸器疾患を有する者等に限定するものである。
- 指定令附則第2項において、指定令が失効する場合の経過措置が定められており、これを参照し、入院の勧告・措置の対象を限定するに当たって必要な範囲において、経過措置を規定する。

【参考】新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（抄）

#### 附 則

##### （この政令の失効）

2 この政令は、第二条に規定する期間の末日限り、その効力を失う。ただし、①その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時までに②第三条において準用する法第五十七条（第五号及び第六号を除く。）若しくは第五十八条（第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用、③第三条において準用する法第五十九条若しくは第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は④第三条において準用する法第六十三条の規定により徴収することができる実費については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。

- 具体的な規定の考え方は、以下のとおり。

- ① 感染症法第73条第2項において、「第19条、第20条…の規定による入院に関する事務に従事した公務員又は公務員であった者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたとき」に係る罰則が規定されており、現時点で入院の対象となっている患者に係る秘密について、入院の勧告・措置の対象を限定した後であっても、これを漏示していた場合は罰則の対象とする必要がある。  
→「その時までにした行為」以外の行為として対象外となる者についての秘密を本政令の施行日以降に漏示する行為についても罰則の対象とするため、別途、附則第3項として、秘密の漏示に係る部分について、改正前の指定令がなお効力を有することを規定。
- ② 感染症法第57条は入院に係る費用負担の規定なし。  
感染症法第58条は第10号及び第12号が入院に係る費用負担の規定。  
→このため、第58条第10号及び第12号に係る経過措置として規定。
- ③ 感染症法第59条は入院に係る費用負担の規定なし。  
感染症法第61条は第2項が入院に係る費用負担の規定。  
→このため、第61条第2項に係る経過措置として規定。
- ④ 感染症法第63条は入院に係る費用負担の規定なし。

- 本政令の施行前に既に入院していた者のうち、本政令により入院の勧告・措置の対象から除外される者（以下「除外対象者」という。）は、本政令の施行日以後、感染症法令上は入院の勧告・措置の対象にすることはできなくなる。

- このため、除外対象者については、本政令の施行日以後は、感染症法第22条に基づかず、病原体の保有の有無に関係なく、退院させなければならなくなる。従って、感染症法第22条については、経過措置は不要と考えている。感染症法第20条及び第21条についても、除外対象者は本政令の施行日以後、退院させなければならないことから、同様に経過措置は不要であると考えている。
  - ・ 第20条…感染症法第19条の入院の勧告・措置の期間は最長72時間であり、感染症法第20条は当該期間の経過後さらに入院させる必要がある場合の規定であるところ、本政令の施行より後に、除外対象者に対して入院を継続することは考えられないため、経過措置は不要。
  - ・ 第21条…感染症法第19条又は第20条の規定により入院させる場合の移送の規定であるところ、本政令の施行より後に、除外対象者を入院のために移送する必要はないため、経過措置は不要。
  - ・ 第22条…感染症法第19条又は第20条の規定により入院している者の退院の規定であるところ、本政令の施行より後に、除外対象者に対して入院を継続することは考えられないため、経過措置は不要。

## 2. 施行期日

- 本政令については、次の理由により、公布の日から起算して10日を経過した日から施行することとしたい。

### 【公布の日から起算して10日を経過した日から施行することとする理由】

- 上述のとおり、本政令については、指定令第3条において準用する感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置の対象を、65歳以上の者、呼吸器疾患有する者等に限定するものである。
- 従って、新たに罰則の対象となる者は存在せず、加えて、現下の新型コロナウイルス感染症に係る医療の状況に鑑みれば、早急に感染症医療に係る資源をより必要な範囲に集中することが望ましい。
- 他方で、入院の勧告・措置の対象を限定することにより、本政令の施行前に既に入院していた者であっても、入院の勧告・措置の対象から除外される者が発生することがあり得るところ、本政令の施行後、こういった者を継続して勧告・措置の対象にすることはできなくなる。
- この点、
  - ① 現時点でも、
    - ・ 新型コロナウイルス感染症の患者である限り、当該患者に対し感染防止にかかる留意点を遵守することを求めているところ、即ち、入院から宿泊療養に移行するとしても、PCR検査等による陰性の確認等の一定の要件を満たさない限り、外出しないことは求められる<sup>(※)</sup>
    - ・ このため、宿泊療養にいきなり移行させることとすれば、①いざれにせよ外出しないことを求められる一方で、滞在する場所を移動する必要があり、②宿泊療養では、入院に比べ、受けられる医療のレベルが下がることとなるところ、措置権者で

ある都道府県知事のみならず、患者本人にとっても混乱を来し、不利益となる可能性がある。このため、公布から施行までの間に一定の期間を置くことが、入院患者にとっても一定のメリットがある。

※ 他方で、PCR 検査等による陰性の確認等の一定の要件を満たせば、公布から施行までの 10 日の間であっても、退院することは可能

② 都道府県知事が今回の政令により対象から除外されるかについて検討し、必要な措置（宿泊療養への移行等）を行うためには、一定の準備期間が必要であると考えられるところ、その期間については、

- ・ 感染症法第 19 条の入院の勧告・措置の期間は最長 72 時間であり、当該期間の経過後さらに入院させる必要がある場合には、感染症法第 20 条の入院の勧告・措置を行うことができる
- ・ 感染症法第 20 条の入院の勧告・措置の期間は最長 10 日であり、当該期間の経過後さらに入院させる必要がある場合には、再度 10 日以内の期間を定めて、入院の期間を延長することができる

とされており、即ち、少なくとも 10 日の間に 1 度、当該入院の必要性について自治体で判断される。このため、本政令について、公布の日から起算して 10 日を経過した日から施行することとすれば、上記の判断に併せて、本政令の施行後の当該患者の取扱いを事前に検討することが可能である。